（入札参加者交付用）

広島市立病院機構用契約保証金の納付等について（業務委託：複数年契約用）

広島市立病院機構においては、契約の締結にあたり、契約保証金（契約金額（契約金額が単価となる場合は、支払予定総額（契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額）。以下同じ。）の１０分の１以上の額）を**契約締結の日までに納付**していただくことにしております（契約金額が１００万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他入札公告に記載した契約保証金の免除要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください**。

区　　分	取扱機関等	内　　容
１　契約保証金の納付	契約担当課	落札者の方は、各年度の支払予定額（税込）又は支払予定総額（税込）（以下「支払予定額等」という。）が同額の契約の場合は支払予定額等の１０分の１以上の契約保証金（現金）を、また各年度の支払予定額等が異なる契約の場合は各年度の支払予定額等のうち最高となる支払予定額等の１０分の１以上の契約保証金（現金）を契約担当課の指示に従い納付してください。
２　利付国債又は広島市債の提供	契約担当課	落札者の方は、額面で１の契約保証金の額の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
３　金融機関の保証 ※　金融機関については、下の欄外を参照してください。	金融機関	落札者の方は、金融機関が交付した保証書を契約担当課へ持参してください。 **※　保証契約の締結にあたっての留意事項** ①　保証契約締結日及び保証書作成日：**落札日から契約締結日までの日**とすること。 ②　契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③　保証期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすること。 ④　保証金額：上記１の契約保証金の額とすること。 ⑤　名宛て人：「地方独立行政法人広島市立病院機構　理事長　影本　正之」とすること。 ⑥　保証委託者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦　履行請求期限：保証期間経過後、２か月以上確保すること。
４　履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。 **※　保険契約の締結にあたっての留意事項** ①　保証契約締結日及び証券作成日：**落札日から契約締結日までの日**とすること。 ②　契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③　保険期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすることを原則とする。 ただし、保険期間を履行期間の当初２か年度（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む）とし、保険期間の満了日から起算して７日前の日（当日が休日の場合は休日でない前日）までに、残余年度の履行期間を保険期間とする（２か年度を限度とする）新たな保険に加入することも認める。その後に残余年度がある場合についても同様とする。なお、保険期間の満了日が契約期間の最終日に至らない場合は、保険期間の満了日から起算して７日前の日までに新たな保険に加入すること等を誓約する誓約書を当初の履行保証保険証券の提出の際に提出すること。 ④　保険金額：上記１の契約保証金の額とすること。 ⑤　被保険者：「地方独立行政法人広島市立病院機構　理事長　影本　正之」とすること。 ⑥　保険契約者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦　特約条項：「定額てん補」とすること。
５　契約保証金の免除申請	契約担当課	落札者の方は、契約保証金免除申請書を契約担当課へ持参すること。なお、**契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要がある。** ・　契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。 ・　広島市税について滞納がないこと。 ・　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。 ※　詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」参照

※　「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。

※　本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。